

# 第1章 計画の基本的事項



## 1-1 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定するものであり、上位計画である「八街市総合計画 2025」を地球温暖化対策の側面から補完します。

また、国の「地球温暖化対策計画」(令和 3 年(2021)年 10 月閣議決定)、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と整合を図るとともに、庁内関連計画である「八街市役所地球温暖化対策実行計画」、「八街市都市計画マスタープラン」、「八街市一般廃棄物処理基本計画(八街市食品ロス削減推進計画)」等と整合を図り推進します。

なお、本計画は「八街市環境基本計画」を補完するものであり、「八街市のゼロカーボンシティ」の実現に向け、より具体的な内容を記載するものです。

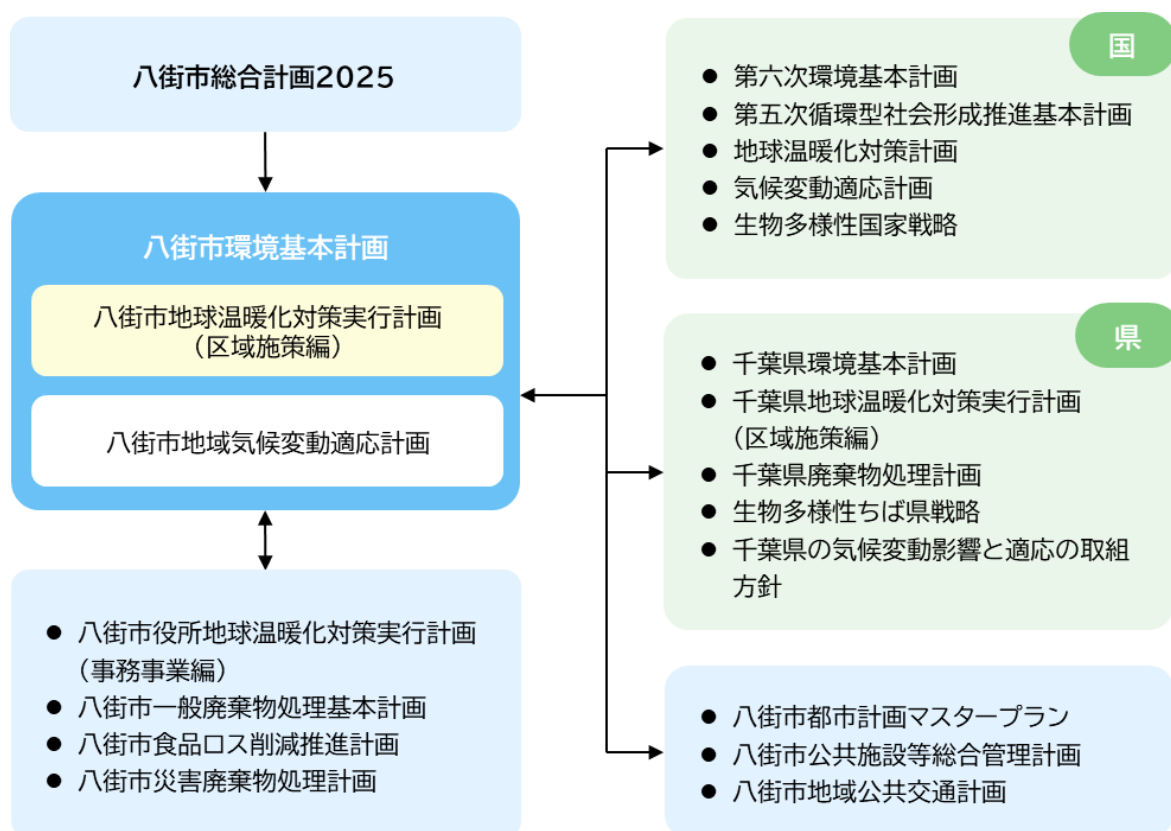


図 1-1 計画の位置づけ



## 対象とする温室効果ガス排出部門

環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル」により、指定都市及び中核市以外の市町村において、「特に把握が望まれる」とされている部門を対象とします。

表 1-1 本計画における温室効果ガス排出量の推計対象

部門・分野	
産業部門※ <sup>1</sup>	製造業
	建設業・鉱業
	農林水産業
業務その他部門※ <sup>2</sup>	
家庭部門※ <sup>3</sup>	
運輸部門※ <sup>4</sup>	自動車(貨物)
	自動車(旅客)
廃棄物分野(焼却処分)※ <sup>5</sup>	一般廃棄物

※1…製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出

※2…事業所・ビル、商業・サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出

※3…家庭におけるエネルギー消費に伴う排出

※4…自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出

※5…廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出